平成２４年（フ）第４３号
広島県呉市広文化町６番32号
破産者　松尾ゆかり（旧姓蒲原）
1　決定年月日　平成24年10月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所呉支部

平成２３年（フ）第４６６号
長崎市界２丁目９番17―901号
破産者　田中　義人
1　決定年月日　平成24年10月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第５２号
大分県杵築市大字片野385番地３
破産者　酒井　幸子
1　決定年月日　平成24年10月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２３年（フ）第２８３９号
愛知県長久手市東狭間912番地　ガーデンハイツエクレール104号
破産者　山口　茂利
1　決定年月日　平成24年10月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１１４０号
京都市伏見区下鳥羽中円面田町23番地　コスモガーデン103
破産者　山口　徳義
1　決定年月日　平成24年10月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第６号
宮崎県日向市大字富高322番地４
破産者　戸高　陽子
1　決定年月日　平成24年10月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２４年（フ）第４号
石川県鳳珠郡能登町字松波10字46番地
破産者　大坪　進二
1　決定年月日　平成24年10月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所輪島支部

平成２４年（フ）第３号
山口県岩国市山手町２丁目50番７号
破産者　笹山悠喜男
1　決定年月日　平成24年10月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所岩国支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２４年（フ）第６７１号
大阪市東淀川区豊里７丁目27番33号
破産者　共田　秀雄
1　破産債権の届出期間　平成24年10月31日まで
2　一般調査期日　平成24年11月29日午後３時30分
平成24年10月３日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３２４号
名古屋市中区錦２丁目５番30号
破産者　桜井不動産株式会社
1　破産債権の届出期間　平成24年11月２日まで
2　一般調査期日　平成24年12月11日午後１時20分
平成24年10月３日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第８４号
宮崎県延岡市祝子町2987番地９
破産者　荒木　　勝
1　破産債権の届出期間　平成24年11月２日まで
2　一般調査期日　平成24年11月16日午前11時
平成24年10月３日　宮崎地方裁判所延岡支部

平成２３年（フ）第４２７号
秋田市仁井田本町１丁目17番22号
破産者　佐々木佐武朗
1　破産債権の届出期間　平成24年11月12日まで
2　一般調査期日　平成25年２月25日午後２時
平成24年10月４日
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２０５号
愛媛県松山市千舟町３丁目４番地２
破産者　有限会社タカシコンタクトレンズセンター
1　破産債権の届出期間　平成24年11月19日まで
2　一般調査期日　平成25年１月17日午後３時
平成24年10月４日　　松山地方裁判所民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２２年（フ）第１７８号
山口市陶2551番地２
破産者　株式会社内山装飾
異議申述期間　平成24年11月９日まで
平成24年10月３日
山口地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第５９号
山口県岩国市麻里布町６丁目10番５―401号
破産者　米重　和子
異議申述期間　平成24年11月13日まで
平成24年10月４日　山口地方裁判所岩国支部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第４３８２号
東京都港区南麻布５丁目15―11
破産者　星野　俊二
免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
平成24年10月１日
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８０５９号
栃木県那須郡那須町大字湯本205―212
破産者　増渕　　進
免責意見申述期間　平成25年２月28日まで
平成24年10月２日
東京地方裁判所民事第20部

免責許可決定

平成２４年（フ）第２３９号
愛知県稲沢市長束町カキ田１番地４　アーバンラフレ稲沢２―1005
破産者　川崎マリア香代子こと　ＫＡＷＡＳＡＫＩ　ＭＡＲＩＡ　ＫＡＹＯＫＯ
1　決定年月日　平成24年９月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

特別清算開始

平成２４年（ヒ）第４号
茨城県日立市末広町３丁目13番３号
清算株式会社　昭和興産株式会社
代表清算人　長瀬　藤夫
1　決定年月日　平成24年９月28日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
水戸地方裁判所日立支部

平成２４年（ヒ）第２０５６号
東京都墨田区両国２丁目17番16号
清算株式会社　株式会社エム・アール・ティー
代表清算人　長家　広明
1　決定年月日　平成24年10月２日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部